**平成２１年（フ）第２３０号**
佐賀県佐賀市本庄町鹿子397－１　イーグル翼203号、住民票上の住所佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛1833番地11
債務者　濵﨑みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３４号**
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1559番地３
債務者　川崎恵理子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３８号**
佐賀県神埼市千代田町詫田1851番地
債務者　今村優美花
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３１４号**
佐賀県佐賀市鍋島町大字蠣久１番地
債務者　森田　誉士
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４０１号**
長崎県西海市西彼町白似田郷2162番地６、住民票上の住所長崎県大村市東三城町９番地２ツルパレス603号
債務者　野島　由吏
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４０６号**
長崎県長崎市西山２丁目33番14号
債務者　小野　昭美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４０７号**
長崎県長崎市西山２丁目33番14号
債務者　小野　高志
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４１０号**
長崎県長崎市東町2160番地
債務者　小柳　文子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４８号**
北海道沙流郡日高町字緑町198番地の１
債務者　松本貴代美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２１年（フ）第１９６号**
北海道苫小牧市ときわ町２丁目３番３号
債務者　鈴木　弘之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第４１５号**
千葉県柏市永楽台３丁目８番13号
債務者　松尾　敏徳
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４１６号**
千葉県柏市永楽台３丁目８番13号
債務者　松尾眞由美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４５３号**
千葉県松戸市六高台９丁目41番地六高台市営住宅１－306号
債務者　岩元　孝江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４６９号**
千葉県柏市光ヶ丘３丁目４－７ヒーロー南柏Ａ棟、住民票上の住所北海道札幌市南区南35条西10丁目13番７号
債務者　中山　雅博
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４７６号**
千葉県流山市野々下３－755－３流山荘６号室、住民票上の住所さいたま市浦和区上木崎２丁目６番21号パレドール浦和102号
債務者　楠原　良一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４８６号**
千葉県柏市柏690番地31サンライフ柏Ａ－201号
債務者　横濱加代子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４９９号**
千葉県松戸市稔台１丁目21番地の１あかぎハイツ410号
債務者　大湊　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部